

広報 利尻

人口と世帯数

世帯数	1,566
人口	7,400
男	3,729
女	3,671

昭和47年6月1日現在
(住民基本台帳登録人口)

昭和47年6月20日発行

発行者 利尻町役場

No. 33 号

道警のパトカーがやって来ました。

去る(8日)青空教室が行われました。おまわりさんからいろいろお話を聞き1年生だけパトカーに乗りサイレンを鳴らして走りました。



写真は初めて見るパトカーに大喜びの児童たち

— 啓形小学校グラウンド —

とじて、
「存」
「し」
「ま」
「し」
「よ」
「う」
。いつか役に立ちます

利尻町民憲章

- 一、元気で働き、豊かな産業のまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るく住みよいまちをつくりましょう。
- 一、文化を高め、平和なまちをつくりましょう。
- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、未来をつくる、子どものしあわせなまちをつくりましょう。

6

47

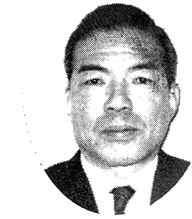
町議会だより

去る三月十一日開会の定例第一回利尻町議会に次の条例案が提出され、いづれも慎重に審議の結果原案どおり可決されました。

- ▽利尻町職員の定数条例の一部を改正する条例案
これは、教育委員会等の事務部局職員を従来 of 十二名を十四名に改めたものです。
- ▽利尻町職員の給与に関する条例
▽利尻町部落集会所等の建設又は整備事業補助条例案
この条例は今年新しく制定されたもので、町内における部落集会所等の建設又は整備事業に対し、補助金を交付し、もって住民の自主的活動により地域の振興を図るものです。
- ▽利尻町簡易と畜場使用条例の一部を改正する条例案
この条例はストロブの位置及び構造の基準について一部内容を改めたものです。
- ▽利尻町簡易と畜場使用条例の一部を改正する条例案
▽杓形港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例案
▽利尻町簡易水道事業給水条例案
▽土地改良事業の施行について

二十一条例案等審議 原案可決

- の一部を改正する条例案
- ▽利尻町職員の退職手当支給に関する特別措置条例の一部を改正する条例案
- ▽退職料、退職給与金、遺族扶料条例の臨時特例に関する条例案
- ▽有給吏員退職料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例の臨時特例に関する条例案
- ▽医療技術者等修学資金貸付条例の一部を改正する条例案



収入役に
津田博氏選任

- ▽利尻町消防団条例の一部を改正する条例案
団員の費用弁償を従来五〇〇円を八〇〇円に改めたものです。
- ▽利尻町火災予防条例の一部を改正する条例案
農道整備事業（種富地区）延長九〇〇米、巾員五・五米を施行
- ▽収入役の選任につき同意を求めることについて
町谷栄一前収入役の退職に伴ない、現病院事務長津田博氏を収入役に選任することについて議会の同意を求めた結果、満場一致で同意が得られました。
- ▽利尻郡清掃施設組合の設置について
これは、東利尻町と利尻町との

二町で、し尿処理・じん芥焼却処理に関する事務を共同で処理するため組合を設置することとしたものです。

- ▽国民宿舍の建設について
保健休養施設として本年度と明年度の二カ年で、杓形字富士見町地内に建設することになりました。（鉄筋コンクリート造面積約二千平方米）
- ▽町道路線の変更について
▽北海道市町村消防災害補償等組

合規約の一部を変更する規約案
▽地方公営企業法の規定による財政再建計画の変更について
▽公有水面埋立工事の諮問に伴なう意見決定について

昭和47年度各会計総括表

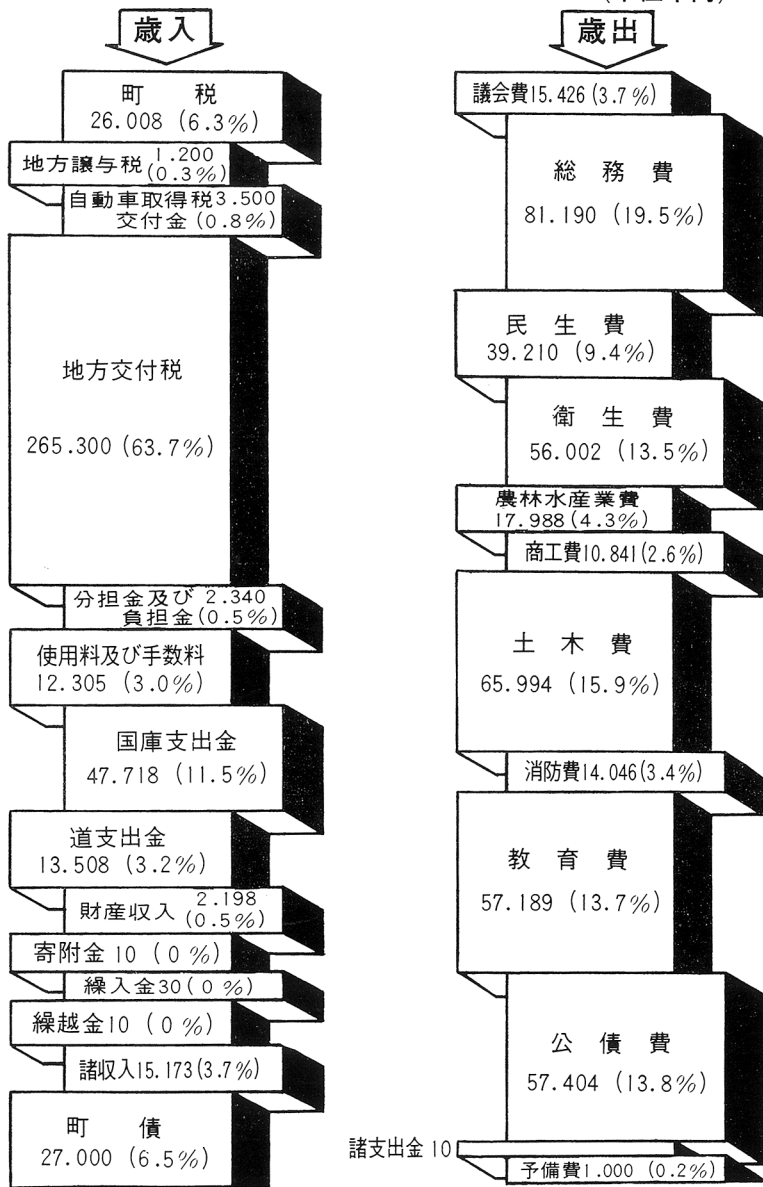
(単位千円)

会 計 別	本年度予算額	前年度予算額	比 較
一 般 会 計	416,900	379,880	36,420
特別会計			
国民健康保険	82,067	69,935	12,132
簡易水道事業	106,800	63,994	42,806
企業会計			
国民健康保険施設事業会計	127,007	104,254	22,753
(収益的収入)			
砕石事業会計	77,941	61,500	15,841
()			
合 計	809,515	679,563	129,952

本年度予算きまる

総額で 8億9,515千円

昭和47年度一般会計当初予算の構成 (単位千円)



昭和四十七年度本町各会計予算及び昭和四十六年度各会計補正予算は三月十一日開会の定例町議会に提案され、それぞれの審議により、各会計とも原案どおり可決成立いたしました。

なおこの度可決された予算は次のとおりです。

◎昭和四十七年度利尻町一般会計

予算
本年度一般会計当初予算は、才入才出それぞれ四億一千六百三十万円で前年度に比し三千六百四十二万円の増となっています。

◎昭和四十七年度利尻町国民健康保険施設事業会計
本年度は入院患者一万二千五百九十人、外来患者五万五千五百

を予定。
◎昭和四十七年度簡易水道特別会計予算
◎昭和四十七年度利尻町国民健康保険特別会計予算
◎昭和四十七年度利尻町砕石事業会計予算
本年度は生産量三万八千立方

米、販売量三万六千立方米を予定。
◎昭和四十六年度利尻町一般会計補正予算(第五号)
◎昭和四十六年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)
◎昭和四十六年度利尻町国民健康保険施設事業会計補正予算(第一号)

なんきんたより

すでに国民年金に 加入している皆様へ！

過去に納めていない保険料（昭和三十六年四月分～昭和四十四年九月分）も、すべて納めることができます。

ただし、この特別に納めること出来る期間は、本年六月三十日までです。

これは、老令年金を受給するに

年金が受けられる場合
←25年→
納入済 65才から老令年金支給

年金が受けられない場合
← 25年 →
納入済 未納 納入済
年金がもらえない
この未納期間1カ月につき450円を納めると年金支給

必要な期間の保険料が納められていないため、年金を受けることが

表① 老齢年金を受けるに必要な保険料納付期間

生 年 月 日	必要期間
大正5年4月1日以前に生れた人	10年
◇ 5年4月2日～大正6年4月1日	11年
◇ 6年4月2日～7年4月1日	12年
◇ 7年4月2日～8年4月1日	13年
◇ 8年4月2日～9年4月1日	14年
◇ 9年4月2日～10年4月1日	15年
◇ 10年4月2日～11年4月1日	16年
◇ 11年4月2日～12年4月1日	17年
◇ 12年4月2日～13年4月1日	18年
◇ 13年4月2日～14年4月1日	19年
◇ 14年4月2日～15年4月1日	20年
◇ 15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～3年4月1日	22年
◇ 3年4月2日～4年4月1日	23年
◇ 4年4月2日～5年4月1日	24年
◇ 5年4月2日以降に生れた人	25年

できないという方々を救うためのものです。
六十五才から支給される老令年金は、基本的には保険料を二十五年以上納めなければならぬことになっていますが、年令に同じくその期間が短縮されています。
表①のとおりです。

国民年金に加入していても、将来老令年金を受けることができないという事になっては大変です。いま一度、自分の国民年金手帳あるいは領収証を調べ、未納となっている期間がある方は、いまのうちに保険料を納め未納期間をなくしておきましょう。

なお、昭和四十六年九月二十五日まで未納となっている方へ、個人宛に文書をもって通知してありますが、未納期間のわからない方、疑問のある方は至急民生課社会係か仙法志支所へおたずね下さい。

年金は老後のさきえ



児童手当現況届は六月中旬に

本年七月から国民年金保険料が変わります

児童手当は、本年一月より支給開始され、すでに受給されていることと思いますが、受給者の方は、すべて、毎年一回、六月一日から同月三〇日までの間に、「児童手当現況届」を市町村長に出していただくことになっていきます。

この「児童手当現況届」は、受給者の前年の所得の状況、養育の状況および受給者の方が被用者であるか被用者以外の方であるかを毎年一回、六月一日の状況について確認をして、その年の六月から引き続き児童手当の支給を受けることができるかどうかをみるためのもので、提出してください。

もし、この届を出さないと、引き続き支給要件にあてはまっても、六月分以後の児童手当の支払いを受けることができません。届出の際、印かんと加入している年金の記号、番号を控えて持参のうえ手続をすませてください。

児童手当は、市町村長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、支給します。

なお、詳しくは役場民生課におたずねください。

◎国民年金証書の届出について

老齢、障害福祉年金の四十七年五月分の支払いを受けましたか。まだ受けていない方はすぐ郵便局へ行って支払いを受けて下さい。

なお、国民年金証書は必ず役場民生課社会係及び仙法志支所へお届け願います。

年金で 老後に 不安のないくらし

表 ②

年金の種類	分 類	保険料納付 済期間	支給開 始年齢	年 金 支 給 額	
				年 額	月 額
1 老齢年金	定 額	25年	65歳	96,000円	8,000円
		40年	65歳	153,600円	12,800円
	所得比例に 加入の時	25年	65歳	150,000円	12,500円
		40年	65歳	240,000円	20,000円
2 障害年金	1 級	1年以上	20歳	120,000円	10,000円
	2 級			96,000円	8,000円
3 母子年金 と 4 準母子年金	子孫弟妹が1人のとき	1年以上	子孫弟妹が18歳未満の時	91,200円	7,600円
	〃 2人の時			96,000円	8,000円
	〃 3人の時			100,800円	8,400円
5 遺児年金	遺児1人	1年以上	18歳未満	91,200円	7,600円
	〃 2人			96,000円	8,000円
9 寡婦年金	—	25年	60歳	夫が受ける 老令年金の半額	左の $\frac{1}{12}$
7 死亡一時金	—	3年	本人の死亡時	最低10,000円 最高52,000円	

老令年金を受けけるには

老令年金を受けけるには、つぎの二つの要件をみたしていることが必要です。

一、六十才まで納めた保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上あること。

二、年令が六十五才になったこと。

尚、この二十五年という期間は、この制度ができた当時の年令に依りて、二十四年から十年に短縮されていきます。つまりその時に一定の年令以上だった人は、昭和三十六年四月から六十才になるまで二十五年の期間を満たさない

ので、これらの人びとも年金を受けられるように年令に依りて、表①のとおり保険料納付済期間を二十四年から十年に短縮したわけです。

尚、各年金の年金額について、表②を参照して下さい。

手続きをして下さい。

◎対象者は、日本国籍を有し、昭和二十二年五月三日以降三年以上の懲役や禁固刑以上に処せられたことがない方ですが、本人が昭和三十八年四月一日以降に死亡している場合は遺族が代ってうけることができます。

◎「申請手続」
対象本人が申請する場合は、印鑑、戸籍抄本及び昭和十五年四月二十九日付で金鶏勳章をうけたことを明示できる資料を、また遺族が申請する場合は、死亡した対象者が金鶏勳章をうけたことを明示できる資料と遺族の戸籍抄本及び申請する遺族が親族関係にあることを明らかにできる戸籍抄本、印鑑が必要で

防火の日設定

毎月十五日を防火の日に設定しました。

当日は午後六時にサイレンを三〇秒間鳴らしますので火災とまちがわぬようお願いいたします。

防火の日には、防火の自主検査を行い、防火について話し合い明るい職場や家庭をつくりましょう。

利尻町
利尻町消防団本部

旧金鶏勳章一時賜金 受給者に銀杯が贈られます!

◎昭和十五年四月二十九日付で金鶏勳章をうけ、一時賜金を支給された方に、このたび内閣総理大臣から銀杯が贈られることになりましたので該当者は早目に役場社会係、仙法志支所へ申請

旧軍人、旧軍属等の恩給法が 昭和四十六年十月一日から改正 になりました

◎普通恩給対象の戦地外戦務、職務加算年の復活
旧軍人、旧軍属の戦地外戦務加算、航空加算、潜水艦加算、戦車加算、辺陲地加算、不健康業務加算、不健康地加算、遠洋航海加算、艦隊勤務加算等の加算年を普通恩給の基礎に職年に算入されることになりました。

◎一時恩給の支給(新規)
一、旧軍人としての引き続き実在

職年が三年以上七年未満の旧軍人(加算年を含む)が一年以上の者又はその遺族に一時恩給又は一時扶助料が支給されることになりました。

二、旧軍属(警務官及び高等官以上のもの)としての引き続き実在職年が三年以上七年未満のもの又はその遺族に一時恩給又は一時扶助料が支給されることになりました。

詳細は役場社会係、仙法志支所へお問合せ下さい。

保健シリーズ

暮しと健康

夏バテと消化不良を防ぐ

「夏バテ」の第一の原因は気温の急上昇と湿度の異常な高さからくる不快な環境で、この梅雨に引き続く約一ヶ月の暑さで、このような梅雨から真夏にかけての不快な高温、高湿によって、発汗は下着と皮膚の間にたまり不快感となります。

発汗による水分欠乏を補うための水、ジュース、コーラ等の飲み過ぎにより胃液はうすめられるばかりで、いざ夏バテはまわりの悪条件から胃腸の活動減退が主な経路となつて始まりますから、何はともあれ消耗低下を抑える

食事をいうときになつても食慾は一向におこつてこない。

そこでつい熱量の少ない淡白な食事やお茶づけでサラサラと済ませるため、仕事プラス発汗等で消費したカロリ

は充分な補給を受けることなくカロリー不足になるわけです。

第二には、昼が長く夜の短い夏の日々は、戸外活動の時間が多くなり、休憩と睡眠の時間不足ということになります。

暑さで熟睡出来ないこと

え、更に体力は消耗するばかりで胃腸の活動は減退、消化力は低下し、しまいには「バテ」る、ということになるわけです。

夏バテは胃腸の弱り目に細菌につけ込まれ下痢や食中毒に悩まされることになるわけです。

夏バテはまわりの悪条件から胃腸の活動減退が主な経路となつて始まりますから、何はともあれ消耗低下を抑える

ことが大切です。

▽身体の鍛錬は短時間に効果的に行つて余分な疲労を防ぐこと。

▽食事の時間を正確にし、熱量の高い食慾をそそる献立が必要です。

▽食物はよくかんでしっかりと消化吸収をよくすれば消化力、胃腸の活動の低下を防ぐことができます。

▽適当な運動と充分な睡眠をとることが大切です。

水道料金が決まりました

今年完成する沓形地区簡易水道の料金を次のとおり決めました。皆さんが現在使用している共同給水の料金からみると高いですが宗谷管内の各町村でも今年から値上して、十トン五、六百元になつております。

良質、豊富で安心して飲める水ですので、ご理解願います。

なお、給水工事の際水量メーター

1は、町が貸付いたしますので、その使用料として別に毎月定めた料金を水道料金と一緒に支払いしていただくこととなります。

たとえば、月に十トン使用した一般家庭では、水道料金六百元、メーター料金五十円(十三ミリのメーターの場合)併せて六百五十円となります。

「交通事故死ゼロの日」設定

毎月一日・十五日を「交通事故死ゼロの日」としました。本道の交通事故による死者は、本年に入つてからも依然として増加の傾向にあり、過去二年にひきつづき、全国一の犠牲者を記録することが濃厚で誠に注意すべき事態となっております。

本町においてもすでにいくつかの事故が発生し、負傷者が出ています。これは運転者自身によるちよつとした不注意によるものです。

一日・十五日には気持をあらたにして交通事故死をださない日としましょう。



水道使用料金表

用途	料金		超過料金に 1トントン つき	摘	要
	基本水量	料金			
家庭用	10トンまで	600円	60円		
団体用	20	1,200	60		官公署、学校、会社、団体等
営業用	20	1,200	60		工場、病院、旅館、飲食店等
浴場	20	1,200	30		冷凍工場、水産加工場、荷捌所
船場	100	3,500	30		
船時	1トン	100	—		
臨	1トン	100	—		工所用、興業用

水道メーター使用料金表

種類	メーター 使用料 (月額)	摘	要
口径13mm	50円		一般家庭
20	100		
25	150		
40	200		

あなたは事故のおそろしさを知らない!

これまで、本道の自動車税は、冬期間の積雪のため一定期間自動車の運行ができないため、他府県に比べて三十%低い税率となっていました。

▲「三十%軽減」は本道の実情に合わなくなっています。この制度のできた昭和二十八年

本年度から 「自動車税」の税率が 変わりました

雪率も次第に向上して、国道と道道で約九十%、市町村道でも五十%をこえるほどになりましたので、法の趣旨と冬期間の運行の実態などから、軽減の割合を改めることにしたものです。

▲改正の内容

このため「北海道税条例」の改正により、積雪のため自動車の運行が困難な度合に応じて、道内の

区 分	地方税法による標準税率	改正前の税率(一率90%軽減)	改正後の税率	
			一級地(7.5%軽減)	二級地(15%軽減)
乗 用 車	営業用 1.000cc超1.500cc以下	7,000円	4,900円	6,480円
	自家用 1.000cc超1.500cc以下	21,000	14,700	19,420
	〃 1.500cc超	24,000	16,800	22,200
トラック	普通型 最大積載量が1トン超2トン以下	7,500	5,260	6,940
	〃 〃 5トン超7トン以下	18,000	12,600	16,640
バ ス	一般乗合用 乗車定員が60人超80人以下	21,500	15,060	19,880

市町村を一級地と二級地に区分し、軽減割合を一級地は七・五%、二級地は十五%となりました。

ですから、本道の自動車税の額は、他府県にくらべて、まだ七・五%または十五%低くなっています。

夏の犯罪を防ごう

◎戸締り忘れのないように習慣づけましょう。
お出かけのとき、おやすみの前には、必ずカギをかけましょう。

◎暴力の追放
暴力にあった人、見たり聞いたりした場合は警察に届けましょう。

◎少年の非行を防止しましょう。
お祭り、夏休み中は少年の犯罪が増えます。家庭では子供に

防犯かぞえ歌

一つとや
ひと声かけて「カギ」かけて
出かけるお宅に被害なし、被害なし

二つとや
不審な人見て一〇番
かけて明るい街づくり、街づくり

三つとや
見れば、留守宅わかります
牛乳、新聞おいたまま、おいたまま

りです。
宗谷支庁管内、級地区分一級地(七・五%軽減)

浜頓別町、枝幸町、礼文町、利尻町、東利尻町
二級地(十五%軽減)
稚内市、猿払村、中頓別町、歌登町、豊富町
(宗谷支庁)

注意しましょう。

自衛官の募集について

自衛隊では、ただいま二等陸海空士を募集しています。
将来性のある自衛官にあなたもなりませんか。
保障された身分、有利な待遇、本人の努力によって将来、幹部自衛官への道も開かれています。



一、身分 国家公務員
二、資格 入隊する月の一日現在で満十八才以上二十五才未満の男子及び女子(中卒以上)
三、待遇 初任給三万円十衣食住年間ボーナス約四・八カ月分(約十四万四千元)
四、受付 役場又は支所ですいつでも受付けています。

四つとや
夜の十時は戸締りの点検タイムにいたします、いたします

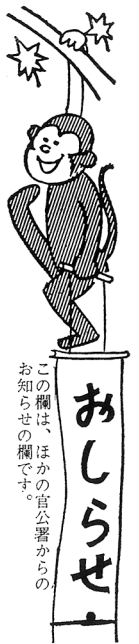
五つとや
今も昔も防犯は、人の注意と和の力、和の力
向う三軒両隣り
互いに見回る留守家族、留守家族

七つとや
鳴らせ、防犯ベルの音
備えよければ愛いなし、憂いなし

八つとや
屋根のまわりや、へいの外
足場おくまい置かせまい、置かせまい

九つとや
こんな所と思うとこ、油断につけこむ忍びこみ、忍びこみ

十とや
盗られて泣くより「カギ」
かけよ、戸にも窓にも心にも、心にも



この欄は、ほかの官公署からの
お知らせの欄です。

社会保険事務

相談所の開設について

本年は厚生年金保険法施行三十年を迎え、また国民年金についても昨年より十年年金が支給され、いよいよ年金時代の幕あけとなりました。

国民の誰もが何れかの年金が受けられる……しかし、いつ、どのように、どの位、その他種々疑問があることと思います。

社会保険事務所では、次の日程により社会保険に関する相談所を開設いたしますのでお気軽にお越し下さい。

◇七月二十六日(水曜日)

午後一時から四時まで

利尻町保健福祉館

◇相談内容

▽健康保険の資格について

資格取得・喪失・新規加入他

▽健康保険の給付について

傷病手当金・退職後の医療費

▽健康保険に関するその他

▽厚生年金保険

老令年金・遺族年金・その他

年金に関するその他

▽日雇労働者健康保険について

- ▽船員保険について
- ▽国民年金の加入・保険料の納入について
- ▽国民年金の老令・母子・福祉・厚生各年金と国民年金の通算について

(稚内社会保険事務所)



自四月一日
至五月三十日

◎健やかにこ成育されますよう

- | | | | |
|-------|----|----|-----|
| 出生者氏名 | 父 | 続柄 | 住所 |
| 川端ひろみ | 利明 | 長女 | 新湊 |
| 河野 恵 | 伸也 | 長女 | 種富町 |
| 佐藤 弘樹 | 勉 | 二男 | 泉町 |
| 鈴木 陽子 | 宏 | 長女 | 泉町 |
| 小幡 正 | 智暉 | 長男 | 日出町 |
| 小幡 保 | 智暉 | 二男 | 日出町 |
| 矢田 雅人 | 隆男 | 長男 | 本町 |

- 葛西 由美 一規 二女 神居
- 柴田 奈美 正良 長女 種富町
- 北島 博 栄悦 二男 日出町
- 中川 英仁 千春 長男 緑町
- 沢谷 聡美 勉 長女 富士見町
- 上田 雅広 紀宏 長男 泉町

◇末永く幸せを祈ります

- 柳谷 守 杏形字本町
- 高橋 治子 杏形字本町
- 関 幸子 杏形字泉町
- 田原 繁 杏形字緑町
- 吉田喜見男 杏形字緑町
- 東海 裕子 杏形字緑町
- 小杉 治佳 杏形字本町
- 成田ひとみ 杏形字本町
- 竹林 由吉 杏形字緑町
- 中浜よしえ 杏形字久連
- 小平 正勝 仙法志字久連
- 三上千代子 仙法志字本町
- 石垣 純一 仙法志字本町
- 平田 哲子 仙法志字本町

▼故人のこめいふくを祈ります

- 西川 茂雄 杏形字泉町
- 村谷 善一 杏形字種富町
- 小板谷 貢 杏形字日出町
- 北島三三夫 杏形字日出町
- 佐野 トキ 杏形字栄浜
- 松原 サキ 杏形字神居
- 羽沢ノブエ 杏形字富士見町
- 松原与左工門 杏形字神居
- 宮崎 アキ 杏形字種富町
- 石川 フヨ 仙法志字御崎
- 藤野 益吉 仙法志字御崎
- 佐孝 ナツ 杏形字富士見町

御意見、御感想を!

町では、広報紙を年六回発行していますが、皆さんに親しまれるような内容の充実したものにしたいと思っておりますので御意見、御感想をお寄せ下さい。

お待ちしております。

編集部

史跡保存にご協力を!

町では失なわれ行く郷土の歴史を保存するため、古い資料を集めております。

昔の写真や古文書、史跡、鯉場当時の漁具などありましたら、教育委員会か総務課に御連絡下さい。



編集 利尻町役場 総務課へ面係

印刷 利札資材株式会社

